

答 申 情 第 2 2 1 号
令 和 8 年 5 月 1 1 日

地方独立行政法人 京都市立病院機構
理事長 清水 恒広 様

京都市情報公開・個人情報保護審議会
会 長 北 村 和 生
(事務局 総合企画局デジタル化戦略推進室情報管理担当)

京都市情報公開条例第18条第1項の規定に基づく諮問について（答申）

令和7年4月25日付け経企第18号をもって諮問のありました下記のことについて、別紙
のとおり答申します。

記

院内掲示及びホームページ掲載文に係る公文書公開決定事案（諮問情第366号）

1 審議会の結論

処分庁が本件請求に係る公文書として本件公文書を特定し行った公文書公開決定処分については妥当であるが、本件請求に係る公文書として、令和6年度第1回外来業務委員会に係る議事録を特定し、改めて公開決定又は非公開決定をすべきである。

2 審査請求の経過

(1) 審査請求人は、令和7年3月13日に、処分庁に対して、京都市情報公開条例（以下「条例」という。）第6条第1項の規定により、「整形外科における完全予約制に関するすべて公文書」の公開を請求した（以下「本件請求」という。）。

なお、その他の請求内容については、本件審査請求において争点とされていないため記載を省略する（以下、同じ。）。

(2) 処分庁は、本件請求に係る公文書として以下の4つの公文書（以下「本件公文書」という。）を特定したうえ、公文書公開決定処分（以下「本件処分」という。）をし、令和7年3月26日付けで、審査請求人に通知した。

- ・ 院内掲示及びホームページ掲載「当院は初診紹介制・再診予約制を実施しています」
- ・ ホームページ掲載「紹介受診重点医療機関」
- ・ ホームページ掲載「外来案内」
- ・ ホームページ掲載「紹介状をお持ちでない方」

(3) 審査請求人は、令和7年3月28日に、本件処分を不服として、行政不服審査法第2条の規定により、公開としたホームページ掲載以外のすべての公文書の公開を求める審査請求をした。

3 審査請求の趣旨

審査請求の趣旨は、本件処分の取消しを求めるというものである。

4 処分庁の主張

弁明書及び審議会における職員の説明によると、処分庁の主張は、おおむね次のとおりであると認められる。

(1) 本件公文書について

処分庁は、かかりつけ医から紹介状を受け受診することが基本となる、いわゆる紹介受診重点医療機関として令和5年に京都府から指定を受けている。

処分庁は紹介受診重点医療機関として指定されたことを受け、整形外科を含む各診療科において完全予約制を進めていくよう努めており、本件請求に係る公文書として処分庁に存在する院内掲示やホームページに掲載している各案内を特定のうえ、本件処分を行った。

(2) 審査請求人の主張する文書が存在しないことについて

紹介受診重点医療機関は都道府県知事（京都府）が公表することにより指定されるため、処分庁からの申請などによるものではない。また、完全予約制は、紹介受診重点医療機関の指定に基づき対応しているものであり、審査請求人が主張する、整形外科の完全予約制の決裁に関する文書については、決裁を要する性質の文書が存在しなかったため、請求の対象となる公文書を作成も取得もしていない。

(3) また、緊急対応マニュアルなどの公文書については、いわゆる災害対応のトリアージ用のものはあるが、緊急対応を要する容態の患者であれば通常救急車による来院となるため、そのような場合に緊急性を判断するための対応マニュアルは作成していない。

5 審査請求人の主張

審査請求書及び反論書によると、審査請求人の主張は、おおむね次のとおりであると認められる。

(1) ホームページ掲載以外のすべての公文書を出せ。

(2) どのような議論を行ったのか、いつ病院として決裁したのかなど、公文書があるにもかかわらず、出さないのは言語道断である。

(3) ホームページ掲載分等を本件公文書として開示を行った。公文書公開制度の対象でない文章である。これは、私の大切な時間を無駄し、私をバカにするのと等しい。京都市立病院は京都市情報公開条例を全く理解していない。このような京都市立病院に存在しないと言われても信用できない。

(4) 公文書公開制度における「文書」には電磁的記録も含まれるが、ホームページの内容は、頻繁に更新され、流動的な情報が多く「特定の文書」として整理・管理されていないケースが少なくないこと、すでに誰もがアクセスできる形の「公開済み」の情報である。公文書公開制度は、「公開されていない情報」を公開させるための制度である。

(5) 「緊急対応が必要な場合は、この限りではありません。」と記載あるが、どのようなケースを緊急対応するのか、マニュアルの公文書等が存在するのは当然である。

6 審議会の判断

当審議会は、処分庁の主張及び審査請求人の主張を基に審議し、次のとおり判断する。

(1) 本件審査請求の争点について

審査請求人は、本件公文書は公文書公開請求の対象となる公文書ではない旨、及び本件請求に係る公文書が他にあるはずとの旨を主張していることから、当審議会は本件公文書を特定及び公開したことの妥当性並びに本件請求に係る公文書の充分性について、以下検討する。

(2) 本件公文書を特定及び公開したことの妥当性について

ア 本件公文書は、処分庁の整形外科における完全予約制について案内している院内掲示やホームページに掲載している情報を出力した文書である。

イ 処分庁では、かかりつけ医から紹介状を受け受診することが基本となる、いわゆる紹介受診重点医療機関として、令和5年に京都府から指定を受けたことを踏まえ、各診療科において完全予約制を導入しており、本件請求に係る公文書として、完全予約制を示す院内掲示やホームページに掲載している各案内に係る情報を特定したと主張する。

ウ 一方、審査請求人は、公文書公開制度における「文書」には電磁的記録も含まれるが、ホームページの内容は、頻繁に更新され、流動的な情報が多く「特定の文書」として整理・管理されていないケースが少なくないこと、すでに誰もがアクセスできる形の「公開済み」の情報であり、公文書公開請求において特定すべき公文書に該当しないと主張する。

エ 条例第2条第2号において公文書とは、実施機関の職員等が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）であって、当該実施機関の職員等が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものをいう、とされている。また、同号ただし書においては、官報、白書、新聞、書籍その他不特定多数の者に販売することを目的として発行されるもの、及び図書館その他の本市の施設において、一般の利用に供することを目的として管理されているものを除くとされている。

オ 処分庁が完全予約制を進めていくに当たり、利用者等に周知を図る目的で院内掲示やホームページへの掲載を行っていることからすると、本件公文書は、処分庁において組織的に用いるものとして保有している文書及び電磁的記録と認められ、また条例第2条第2号ただし書きにも該当しないと考えられるから、本件公文書は条

例第2条第2号に規定する公文書に該当するものと認められる。

カ また、条例第7条において、「実施機関は、公開請求のあったときは、公開請求に係る公文書に次に掲げる情報（以下「非公開情報」という。）のいずれかが記録されている場合を除き、請求者に対し、当該公文書を公開しなければならない」とされている。本条は、公開請求があったときは、非公開情報が記録されている場合を除き、公開請求のあった公文書を公開しなければならないと定めることによって、実施機関の公開義務を明らかにし、条例の基本理念である原則公開の考え方を具体的に明らかにしたものである。したがって、公開請求の内容を満たす公文書がすでに一般に公にされているものであったとしても、そのことをもって直ちに公開義務が除外されるものではない。

キ 以上のことから、処分庁が本件請求に係る公文書としてこれを特定し、公開したことは妥当であると判断する。

(3) 本件請求に係る公文書の十分性について

ア 処分庁は、この紹介受診重点医療機関は、都道府県から指定を受けるものであり、申請に基づき指定されるものではないため、申請に関する公文書は存在しないと主張する。また、完全予約制は、紹介受診重点医療機関の指定を受け、整形外科を含む各診療科について導入したが、決裁を要する性質の事項ではなかったため、導入に関する意思決定の公文書は存在しないとのことであった。

その他、緊急対応マニュアルなどの公文書については、災害対応のトリアージ用のマニュアルはあるものの、通常救急車によって来院する緊急対応を要する容態の患者に対しては、その都度の状況に応じて対応することからマニュアルは作成していないと主張する。

イ 一方、審査請求人は、整形外科における完全予約制に関するすべての公文書の公開を求めていると認められ、どのような議論を行ったのか、いつ病院として決裁したのか、また、予約せずに来院した患者に対し緊急対応の必要性を判断する場合のマニュアルなど、本件公文書以外にも他に公文書があるはずであると主張する。

ウ 当審議会において、処分庁に対し、完全予約制の導入について実施することを意思決定した決裁に限定することなく、組織として判断したことが確認できる公文書の有無について改めて広く探索することを求めたところ、令和6年度第1回外来業務委員会の議事録の提出がされた。

エ 当審議会において、当該議事録を見分したところ、整形外科を含めた各診療科における完全予約制の進め方に係る課題、対応方法を検討している内容が記載されており、完全予約制の導入経緯に一定程度関わりうる文書であることが認められた。

したがって、当審議会としては、当該議事録は、本件請求内容に対応しうるものであるといえるから、本件公文書に加えて特定のうえ、公開決定又は非公開決定を検討すべき文書であると判断する。

オ その他、審査請求人の主張を踏まえても、当審議会としては、本件公文書及び上記議事録の他にも特定すべき公文書が存在すると認めるに足る事実は特に見いだせず、また、処分庁のその余の主張に特段不合理な点はないと判断する。

(4) 以上のことから当審議会は、処分庁が本件請求に係る公文書として本件公文書を特定し行った公文書公開決定処分は妥当であるものの、令和6年度第1回外来業務委員会の議事録を改めて特定し、公開決定又は非公開決定を検討すべきであると判断する。

(5) 結論

以上により、「1 審議会の結論」のとおり判断する。

(参 考)

1 審議の経過

令和7年	4月25日	諮問
	5月23日	諮問庁からの弁明書の提出
	6月19日	審査請求人からの反論書の提出
令和8年	2月17日	諮問庁の職員の口頭理由説明（令和7年度第11回会議）
	3月24日	審議（令和7年度第12回会議）
	5月11日	審議（令和8年度第1回会議）

※ 審査請求人は、京都市情報公開・個人情報保護審議会条例第10条第1項の規定に基づく口頭での意見陳述を希望したが、令和8年3月16日付けで希望を取り下げたため、意見の聴取は行わなかった。

2 本件諮問について調査及び審議を行った部会
第2部会（部会長 石塚 武志）